

人事院公示第6号

人事院は、人事院規則16—3（災害を受けた職員の福祉事業）第6条第1項の規定に基づき、昭和56年人事院公示第9号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和2年3月31日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
1 外科後処置を行う施設として、 独立行政法人労働者健康安全機構 が設置する次の施設を指定する。		1 外科後処置を行う施設として、 独立行政法人労働者健康安全機構 が設置する次の施設を指定する。	
名称	位置	名称	位置
北海道中央労災病院	岩見沢市	北海道中央労災病院	岩見沢市
		北海道中央労災病院	美唄市
		せき損センター	
(略)	(略)	(略)	(略)
福島労災病院	いわき市	福島労災病院	いわき市
		鹿島労災病院	神栖市
(略)	(略)	(略)	(略)
関東労災病院	川崎市	関東労災病院	川崎市
		燕労災病院	燕市
(略)	(略)	(略)	(略)
吉備高原医療リハビ	岡山県加	吉備高原医療リハビ	岡山県加

リテーションセンタ	賀郡吉備	リテーションセンタ	賀郡吉備
—	中央町	—	中央町
北海道せき損センタ	美唄市		
—			
(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)		2・3 (略)	

2 この決定による改正は、令和2年4月1日から効力を発生する。ただし、北海道せき損センターに係る部分は、平成28年10月1日から効力を発生する。